

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
通帳発行手数料に関する特約 1（省略） 2 紙の通帳を発行する場合の手数料 (1) 当組合所定の日以降に新たに開設された普通貯金口座（総合口座取引を含みます。）および貯蓄貯金口座については、店舗窓口で次の取引をしようとする場合には、当組合所定の手数料をいただきます。 a 紙の通帳の発行 b 通帳レス口座を通帳発行口座に変更する場合の紙の通帳の発行 (2) ～ (3)（省略） 3（省略） 以 上 (2026 年 7 月 1 日現在)	通帳発行手数料に関する特約 1（省略） 2 紙の通帳を発行する場合の手数料 (1) 当組合所定の日以降に新たに開設された普通貯金口座（総合口座取引を含む。）および貯蓄貯金口座については、店舗窓口で次の取引をしようとする場合には、当組合所定の手数料をいただきます。 ① 紙の通帳の発行 ② 通帳レス口座を通帳発行口座に変更する場合の紙の通帳の発行 (2) ～ (3)（省略） 3（省略） 以 上 (2023 年 4 月 1 日現在)